

賛助会員に関する規程

平成 27 年 11 月 11 日評議員会加筆
平成 28 年 11 月 9 日 評議員会改定
平成 29 年 4 月 24 日評議員会改定

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 6 条の規定に基づき、公益財団法人日本学校体育研究連合会（以下「この法人」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第 2 条 この法人の目的に賛同する個人、法人又は団体で、この法人の活動を賛助する者は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。

(理事会への報告等)

第 3 条 会長は新たに前条の法人賛助会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

また、新たに個人賛助会員になった者の氏名一覧を文書により報告しなければならない。

2 この法人が受領する賛助会費については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所へ備置き、閲覧等の措置を講ずるものとする。

3 賛助会員に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(入会手続)

第 4 条 法人賛助会員になろうとする者は、「法人賛助会員契約締結書」を交わすものとする。

個人賛助会員になろうとする者は、会費納入をもって入会手続きを行ったものとする。

(会費)

第 5 条 賛助会員は、毎事業年度、年会費を納入しなければならない。

2 「法人賛助会員」の年会費は別途、「法人賛助会員に関する規程の細則」に定める。

3 「個人賛助会員」の年会費は 1 口 1 万円とする。

(賛助会員の特典)

第 6 条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) この法人が刊行する会報の配布を無料で受けることができる。

(2) この法人が刊行する会報、研究会誌、研究資料集等に法人名、団体名及び個人名のある情報を掲載することができる。

(3) この法人のホームページに法人名、団体名及び個人名のある情報を掲載

することができる。

- (4) 「法人賛助会員」の特典については別途、「賛助会員に関する規程の細則」に定める。

(会費の使途)

第7条 第5条の会費は、公益事業費並びに管理費に使用できるものとする。

- 2 賛助会員は賛助会費の使途を指定することができる。
- 3 使途を指定された賛助会費は、公益事業費と管理費に合理的に按分して使用できるものとする。

(除名)

第8条 賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、この法人の賛助会員として相応しくないと認められるとき
 - (2) 「法人賛助会員」が正当な理由なく会費を3年以上滞納したとき
- 2 賛助会員の除名が審議される理事会においては、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 賛助会員はいつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

- 2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人日本学校体育研究連合会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 平成27年11月11日、第3条第1項3行目以降及び第2項、第3項並びに第5条第2項、第3稿、第7条第2項、第3項を新設。
- 3 同上期日、第4条文言修正 (賛助会員 → 法人賛助会員、法人賛助会員契約締結書)
- 4 平成28年11月9日、第7条第3項修正 (特定した使途に使用 → 合理的に按分して使用)
- 5 平成29年4月24日、第10条の5文字削除